

〈資料〉

家族法規則（1）

1999年9月15日

（高位裁判所およびオンタリオ裁判所）

村 井 衡 平

第1章 通 則

1. 略 称（1） これらの規則は家族法規則と略称される。
- (2) 規則を適用する事件および裁判所。これらの規則は、高位裁判所の家庭裁判所およびオンタリオ裁判所において、これらの規則が効力を生じる以前もしくは以後に開始された家族の事件に適用する。
 - (a) 下記の
 - (i) 名前の変更に関する法律。
 - (ii) 子どもおよび家族サービス法の第三、IVおよびVII。
 - (iii) 子どもの法律改正法（第59条および第60条を除いて）。
 - (iv) 離婚法（カナダ）。
 - (v) 家族法典（第5部を除く）。
 - (vi) 家族の責任および扶養料残額支払強制法。1996年。
 - (vii) 婚姻法第6条および第9条。さらに、
 - (viii) 扶養料の継続的な支払に関する法律。
 - (b) 婚姻契約、同居合意、別居合意または父系合意の解釈の強制または変更。
 - (c) 同居していた人々の間での不当利得の結果信託。
 - (d) 婚姻の取消または婚姻の有効または無効の宣言。

(2.1) 控 訴。細則(2)にかかわらず，規則38（控訴）は高位裁判所および部裁判所に適用される。

（省 略）

(3) 高位裁判所の家庭裁判所における事件の運営。細則(2)にかかわらず，規則39（控訴裁判所の家庭裁判所における事件の運営）は控訴裁判所の家庭裁判所における事件にのみ適用される。

(4) オンタリオ裁判所における事件の運営。細則(2)にかかわらず，規則40（オンタリオ裁判所における事件の運営）は，オンタリオ裁判所の事件に適用される。

(5) 他の事項と結合した家族法事件。裁判所におけるある事件において，これらの規則が適用される事項と適用されない事項が併存している事件において，当事者は合意により，または裁判所が申立により，これらの全部または一部を事件を適用されるべく命じることができる。

(6) 条件および指示。裁判所が命じるとき，裁判所はそれが適切と考える条件または指示を課すことができる。

(7) 規則によってカバーされない諸事情。これらの規則がある事項を適切にカバーできないとき，裁判所はそれが適切と考えるならば，これらの規則に準じたものによることができる。

(8) 規則または命令に従わない。裁判所は，これらの規則または命令に従わないとか，類似のケースにおいて，問題を適切に決定するために必要であると考える命令をすることができる。

(a) 費用支払命令。

(b) 規則または命令に故意に従わない一方当事者による主張を斥ける命令。

(9) 型式の利用。これらの規則によって認められ，付属書類でのべられた型式は適切な場合に利用され，かつ，事態に適応すべく調整される。

(10) 書面の型式。すべての書面は，

(a) 明りようにタイプされ，または印刷される。

(b) 白紙の上に，または白紙に近い再生紙に，

(c) ページの一面または両面に，

(11) 現実的な指導その他。現実的な指導，注意，メモまたはあらゆる面での行為のガイドは，

家族法規則 (1)

- (a) 裁判所の首席裁判官によって予め承認された
 - (b) 家族法制委員会の秘書によってファイルされ、かつ
 - (c) オンタリオ・レポートにおいて公開される。
- (12) 古い慣習上の指図その他。一慣習上の指図、メモおよびガイドは、もはや効力を有しない。
- (13) 過渡的な規定。これらの規定が発効前に事件が発生したとき、裁判所は申立にもとづき、事件または事件における段どりは、これらの権利が発生前に適用された法律のもとで進められるべきことを命令することができる。
- (14) 過渡期。古いひな型。これらの規則が発効前に適用された型式は、これらの規則によって要求された型式を含め、ひき続いて2000年4月19日まで使用されることができる。

第2条 解釈

(省略)

第3条 時刻

3. (1) 日数の計算。これらの規則または命令において、2つの出来事の間の日数は、以下のように計算する。
- 1. 最初の日付。最初の出来事の日、
 - 2. 最後の日付は、第2の出来事の日、
- (2) 日数の数え方。短期間。一規則または命令が、何事かなされるべき期間として7日より短い期間を定めるとき、土曜日、日曜日およびすべての裁判所が閉められている他の日は期間の一部として計算しない。
- (3) 裁判所の事務所が閉められるとき。これらの規則または命令のもとで、裁判所の事務室が閉められる最初の日であるとき、期間は裁判所が再開された翌日に終了する。
- (4) 日数の計算。実例。下記は時の計算がどのように行われるか、実例を示す。
- ① 申立の通知は、申立の日より4日前に行われるべく、土曜、日曜は計算に入れられない。
 - ② カナダにおいて申立書を送付された被告は30日以内に答弁者（付則、10(1)）を送付しなければならない。11月1日に申立書を送付された被告は、

11月31日またはそれ以前に答弁者を送付すれば間に合う。

③ これらの規則または命令のもとで何かをすべき最後の日が翌年の1月1日に当り、裁判所の事務室が閉められているとき、期間は1月2日に満了する。もし1月2日が土曜、日曜日その他、裁判所の休日に当るとき、期間は1月3日に満了する。もし1月3日が裁判所事務室が休みであれば、1月4日に期間は満了する。

(5) 期日を延長または短縮すべき命令。裁判所はこれらの規則または命令のべられた期間を伸長または短縮する命令をすることができる。ただし、第33条(1)に定められた期間を伸長する場合はこの限りでない。

(6) 時機を変更すべき書面による合意。当事者は書面による合意により、これらの規則にのべられたなんらかの時期を変更することができる。ただし、以下にのべられた時期は変更しないものとする。

(a) 第14条(II)(c) (動機の確認)

(b) 細則17条(4)および(14.1) (動機の確認)

(c) 細則33(1), (子どもの保護事件のための行事予定)

(d) 規則第39 (上級裁判所の家庭裁判所の運営) または

(7) 裁判所職員によって拒否された時機おくれの古い書面。

(a) これらの規則で時機が特定されたもの、または

(b) 細則(b)のもとでその後の合意によって特定されたもっとあとの時機、事件または裁判所の命令に適用される制定法。

第4条 代表

4(1) 当事者の代表。当事者は

(a) 弁護士または他の代理人なしに出頭。

(b) 弁護士によって代理されるか、または

(c) 弁護士ではない人によって代理されるが、しかし裁判所が予め許可するときに限られる。

(2) 特別な当事者による特別な代理。裁判所はもしその人が

(a) 仕事のために適切であり、かつ、

(b) 代理人として行為する意思をもっている

家 族 法 規 則 (1)

ならば、裁判所はその人が特定の人を代理するのを許可するであろう。

(3) 特別な人を代理する公的な公務員。特別な当事者の代理人として、よるこんで働く人がいない場合に、裁判所は、子どもの弁護士または公的監護者および受託者が代理人として活動するのを許可することができるが、しかしその公務員の同意のみが必要である。

(4) 代理の許可のサービス。第(2)項または第(3)項のもとの命令は、命令を求めた人または裁判所によって指名される他の誰れかによって送達されるであろう。

(a) 当事者および

(b) その事件におけるすべての当事者に。

(5) 死亡した一方当事者の代理。事件が開始されたのち、一方当事者が死亡したとき、裁判所は予告なしに、動議にもとづいて、当事者のかわりの不動産受託者とすることができる。

(6) 死亡する当事者のための代理人の許可。もし当事者に連立受託者がいない場合に、裁判所は適切な人が予め、その人の同意を得て、代理人として行動することを許可することができる。

(7) 子どものための弁護士。当事者でない子供を含む事件において、裁判所はある弁護士に、子どもを弁護する権限を付与し、また子どもが一方当事者としての権利をもつことを認めることができる。ただし、裁判所が別の定めをするときは、この限りでない。

(8) 子どもの権利は制定法に従う。細則第(7)条は第38条（子どもの権限および保護尋問）さらに「子どもおよび家族サービス法」の第114条(b)に従う。

(9) 弁護士の選択。弁護士を併わずに裁判所に出頭する当事者は、

(a) すべての他方当事者に対し、弁護士の同意書を含む代理の意思通知（型式4）を送達するか、または

(b) 当事者の利益のために、弁護士が自ら裁判所にやってくる
ことによって、弁護士を選択することができる。

(10) 代表者の変更。弁護士によって代理される一方の当事者は、すべての他方当事者に対し、型式4により、

(a) 弁護士を変更し、または

(b) 弁護士なしに出廷することができる。

- (11) 代表変更の通知。代表者の変更通知には
 - (a) 送達のための当事者の住所。もし当事者が弁護士なしに出廷したいと思うとき、または
 - (b) もし当事者が弁護士を変更したいと思うとき、新しい弁護士の氏名および住所を示す。
- (12) 弁護士の事件からの解任。弁護士は事件から解任される命令の申立を、依頼者および
 - (a) 依頼者が子どものときは、子どもの弁護士に
 - (b) 依頼者が事件の結果に関して理解することが精神的に不可能であるときは、公的保護者および受託者にする。
- (13) 弁護士を解任すべき動機の通知。弁護士を解任する動機の通知は、事件の他方当事者にも送達されるべきであるが、しかし、申立を支援する証拠が彼等に送達されないとき、継続的な記録の中に入れられるべきではなく、かつ、申立が聞かれたのちは、裁判所のファイルに保持されるべきではない。
- (14) 弁護士を解任する動機を支持する宣誓供述書。申立を支持する宣誓供述書は、事件が現在どのような段階にあるか、事件の次の出来事および計画されている日付を示すべきものとする。
- (15) 弁護士を仕事から解任する命令の内容およびサービス。弁護士を仕事から解放する命令は、
 - (a) 依頼者の最後に知っている仕事の住所を表示し、かつ、
 - (b) すべての他の当事者に、郵便、ファックスまたは電子メールで、依頼者の最後に知っている住所に送達し、かつ、速座にファイルする。

第5条 事件はどこで開始され、審理されるのか

- 5(1) 事件が開始される場所。裁判所法の第21.8条および第21.21条（地域的な管轄権のある）家庭裁判所により、
 - (a) 当事者が居住している都市において
 - (b) もし事件が、子どもが都市生活をしている都市で、子どもの監護および面接を扱う場合は、
 - (i) 第22条（こどもの法律改正法）および

家族法規則 (1)

(ii) 子どもおよび家族サービス法の第48条(2)項または

(c) すべての当事者によって選ばれた都市で、いつもその場所の裁判所によって予め、許可を与えられていることが必要である。

(2) 事件の開始。子どもまたは当事者への危険、裁判所法第21.8条および第21.11条に従い、子どもがオンタリオから移動されるか、もしくは子どもまたは当事者の健康または安全に直ちに危険を及ぼすおそれが存在するとき、一方当事者はどこかの都市で事件と関係し、そこで管理されることができるが、しかし、事件は付則(1)に従って移動が開始されたのち、定められた自治体に移される。ただし、裁判所が別のことを信じるときは、この限りでない。

(3) 事務官は、もし場所をまちがえておれば、書面を拒否する。以下の場合、事務官は申立を受理することを拒否するであろう。

(a) 事件が当事者の居住する自治体で開始される。

(b) 手続が子どもの監護または子どもとの面接を扱い、子どもが通常居住している自治体で開始されるとき、

(c) 本件がすべての当事者によって選ばれた自治体によって開始され、かつ、事件がそこで開始されることを許可する命令が提出されるか、または

(d) 申立を提出する弁護士または当事者が書面において、事件が第(1)節(b)または付則(2)により、自治体において開始されるべきものであることを陳述するとき、

(4) 強制以外の手段のための場所。強制以外に事件におけるすべての手段は、手続が開始されたか、または移動された自治体において行われる。

(5) 強制のための場所。支払命令。扶養料の支払控除命令を延期する動議を含む支払命令を強制するためのすべての手続は、

(a) 受領者が居住している市町村において

(b) 受領者がオンタリオに住んでいないときは、強制のための合意が裁判所にファイルされた

(c) 命令を強制する当事者が同意するとき、支払者が居住している市町村または1996年法の第26条（収入源の争い）のもとでの申立。

(d) 「家族の責任および扶養料残額支払強制法」1990年の第26条（収入源の争い）のもとでの申立。

(6) 強制のための場所—他の命令。支払命令以外の他のすべての強制手段は、

以下のとおり行われる。

- (a) 子どもの監護または面接を含む命令が
 - (i) 子どもが通常居住している市町村または
 - (ii) 子どもが“通常”オンタリオに居住していない場合は子どもが最も密接に関係している自治体において、
 - (b) 命令が財産を含んでおり、命令を強制する人がそこに住んでいるか、またはそこに財産が所在する自治体によって、または
 - (c) すべての裁判所によって選挙された市町村であって、しかも裁判所の許可がその市町村において予め与えられている。
- (7) 強制のための二者択一の場合。侮辱という動機によって強制される命令、支払命令以外で、侮辱という動機によって強制される命令もまた、命令がなされた地方自治体においても強制されるであろう。
- (8) 他の地方自治体への移動。手続の全体またはある段階を他の地方自治体で処理するのが根本的により適切であるとき、裁判所は申立にもとづいて、事件全体またはある段階を他の自治体に転送すべく命じることができる。
- (9) 子どもを保護する事件の場所を変更。“子どもおよび家族サービス法”の第48条(3)のもとで、事件を他の“子ども援助協会”の管理に移す提案は、当事者および他の子ども援助協会に動機を支持する証拠と共に送付されるものとする。

第6条 書面の送達

- (1) 送達の方法。これらの規制のもとでの書面の送達は、規則に従った定期的な送達またはこの規制に従う特別送達によることができる。ただし、法律、規則または命令が別の定めをするときはこの限りではない。
- (2) 通常送達。ある人への書面の通常送達は
- (a) 本人の弁護士、それがなければ本人へのコピーの郵送。
 - (b) 本人の弁護士、それがなければ本人へ、特使（クーリエ）によってコピーを送達。
 - (c) 本人の弁護士が所属する証券交換所にコピーを寄託する。
 - (d) 本人の弁護士、またはそれがなければ、誰れかにコピーをファックス

家族法規則 (1)

する。

(e) 特別送達で送付する。

(3) 特別送達。ある人への書面の特別送達は

(a) コピーを残して

(i) 送達されるべき人に向けて発送され、

(ii) その人が事件の争点に関して理解することが精神的に不可能、不可能でなくとも公的監護者および受託者

(iii) その人が子どもであり、子どもがあり、もしあれば子どもの弁護士がいる。

(iv) ある人が法人であり、業務執行担当役員、ディレクターまたは法人の代理人の地位にある人、または法人のどこかの事業所においてそれを管理しているか、または

(v) その法人が「子ども援助協会」であるとき、業務執行役員、協会のディレクターまたは被用者である。

(b) コピーを事件の本人の弁護士の許に残置するか、または

(c)および(d) 省略

(4) 特別送達。監禁へ導くことができる書面。以下の書面の特別送達は、(3)(a) においてのべられる方法によってのみ実行される。ただし、裁判所が別の定めをするとき、この限りでない。

1. 侮辱申立の概念。

2. 証人への呼び出し。

3. 申立または債務不履行の概念は、人が監禁される可能性を指している。

(5) 最近の書面の住所への定期的な送達。住所への定期的な送達は、送達される人によってファイルされた最近の書面に示された住所に行われる。

(6) 住所変更の通知。送達をうける場所が変更した当事者は、即座にファイルによって他の当事者に通知するものとする。

(7) 営業時間以外の送達。書面がなんらかの方法で午後4時以降に送達されるとき、裁判所事務室が開かれているか、または開かれていないとき、送達はそれらが開かれる翌日に有効である。

(8) FAX サービスの時間。FAXによる書面の送達は午後4時以前になされる

べきであるが、当事者の合意または裁判所が別の定めをするときは、この限りでない。

(9) 郵送による書面の送達は、それがメールされた日の5日後に有効である。

(10) 有効な日付。特使による書面の送達は、特使がそれを拾い上げた時に有効となる。

(11) 発効日、書面の交換による送達。書面の交換による送達は、コピーが預託され、かつ、書面の追加的なコピーが日付の印を押され、コピーを預託する人の面前で書面が交換され、かつ、そのとき、スタンプの日付の日に、送達は有効となる。

(12) 情報にはFAXによって交付された書面を含んでいる。FAXによって交付された書面は、最初のページに示すものとする。

(a) 送信者の名前、住所、電話番号およびFAX番号。

(b) 送信される人または弁護士の氏名。

(c) FAXの日付および時刻。

(d) FAXの全頁数および

(e) 送達が困難なときにコンタクトされる人の氏名および電話番号。

(13) FAXできる書面の最大の長さ。ある事件における1つの段階に関する書面のサービスは、(カバー頁および最後のシートを含め)16を越えないものとする。当事者が予め、または裁判所が別の命令をするときは、この限りでない。

(14) ファックスされない書面。裁判記録、上訴記録、判決例または判例集はファックスされない。ただし、サービスをうける人が予め用意しているときは、この限りでない。

(15) 代用送達。裁判所は、通知なしの申立により、書面が裁判所によって選ばれた方法を使用して送付されるよう命じることができる。

(16) 要求されなかった送達。裁判所は通知なしの申立により、送達が要求されないよう命じることができる。

中 略

(17) 広告による送達。裁判所が広告によるサービスを命じるとき、型式6Aが使用される。

(18) 不規則な送達の承認。書面がこれらの規則または命令によって託されない方法で送達されるとき、裁判所は、書面が

家族法規則 (1)

- (a) 送達される人の注意を引いたか、または
 - (b) もし人が送達をさけなかったとき、送達を改善すべく合意をすることができる。
- (19) 送達の証拠。書面の送達は
- (a) 送達をうけた人またはその人の弁護士によって作成された送達を受領者または承諾者、
 - (b) 送達の宣誓供述書（型式 6B）
 - (c) 第 3 条(c)に言及された返信用の葉書。
 - (d) 証券の交換に際して寄託によって送達された書面のコピーにスタンプされた日付。

第 7 章 当事者

- 7(1) 誰れが当事者か。事件において請求する人またはその人に対して請求する人が事件の当事者である。
- (2) 当事者は誰れか。申請。申請の目的のためにのみ、申請によって影響をうける人もまた事件の当事者であるが、しかしこのことは、監護、面接、子どもの扶養に関する動機によって子どもに影響を及ぼすことはない。
- (3) 当事者として呼ばれなければならない人。事件を開始する人は
- (a) 原告として、請求をするすべての人。
 - (b) 被告として。
 - (I) その人に対して請求がなされるすべての人、および
 - (II) 事件におけるすべての争点を決定することができるように、当事者とされるすべての人、
- (4) 子どもを含む事件の当事者。下記の事件のどれかにおいて、そこに含まれる子どもの世話および支配をするすべての親または他の人は、“子どもおよび家族サービス法”のもとでの養親を除いて、当事者とよばれるものとする。ただし、裁判所が別の定めをするときは、この限りでない。
- 1. 子どもの監護または子との面接、
 - 2. 子どもの保護事件。
 - 3. 安全処置事件（子どもおよび家族サービス法第 6 部）

(5) 裁判所の命令で付け加えられた当事者。裁判所は、当事者となるべき人が当事者として加えられるべく命じ、かつ、その人に対する送達のための指示をするものとする。

(6) 永続的な事件名および裁判所のファイル番号。ある事件に与えられる裁判所のファイル番号および事件において当事者を原告および被告とよぶことは、命令の変更の申立、身分再調査申立、強制または上訴、誰れがそれを開始するかを問わないが、下記のような例外を伴う。

1. 支払命令の強制において、当事者は支払者、受取人および第三者に者として呼ばれる。
2. 上訴において、当事者はまた上訴人、被告ともよばれる。
3. 事件が他の自治体に移送される時、新しい裁判所ファイル番号が与えられることとする。

第8章 本件の開始

8.(1) 申立のファイル。事件を開始するに当って、申立書（型式8. 8A, 8B, 8Cまたは8D）を提出し、かつ、もし請求されたときは、裁判所事件の概要（型式8E）を提出する。

(2) 命令または合意の変更。－申立により－裁判所に命令または合意の変更を請求したい人は、規則15のもとでの申立によってのみ、そうするものとする。この規則が適用されない“子どもおよび家族サービス法”のもとでの身分再審理の申立を除く。

(3) 申立における請求。請求には

- (a) 1人以上に対する請求、および
- (b) 同一人に対する1つ以上の請求を含む。

(4) 申立がファイルされたときに、裁判所の日付がファイルされる。申立がファイルされる時、書記官は

- (a) 裁判の日付をセットするものとする。ただし、第39条7項で定められた例外（事件運営の常道）および
- (b) 裁判所の印章で申立の捺印をする。

家族法規則 (1)

- (5) 申立の送達。申立は直ちにすべての他方当事者に送達され、かつ、特別送達は細則の(b)に列挙される当事者にのみ利用される。
- (6) 代理店等への送達。申立書は通常サービスで送達される。
- (a) 養親へ、養親の住所へ。
- (b) 部族または生来の自治体の代表者または運営の責任を負うと思われる首長または他の人へ
- (c) 下記の人々の誰れか、彼等の事業所において、
1. 子どもおよび家族サービス法第5条のもとで任命されたディレクター。
 2. 子どもおよび家族サービス法の第16条のもとで指名された地方ディレクター。
 3. 子どもおよび家族サービス法の第VI部のもとで安全処置プログラムの責任を負う機関。
 4. 子ども援助協会。
 5. 自治体および社会サービスのミニニスター。
 6. 家族法典第33条(3)または離婚法(カナダ)第20条(1)に引用される代理人。
 7. 家族責任事務所のディレクター。
 8. 子どもの弁護士。
 9. 公設監護人および信託者。
 10. 登記官長官。
- (7) 子どもに関するサービス保護申立。子どもが通知をうける権利のある子ども保護事件において、申立は特別送達により子どもへ送達されるものとする。
- (8) 子どもに関する安全処置申立書の送付。安全処置の申立書(子どもおよび家族サービス法の第VI部)は、特別送達によって子どものもとに送達されるものとする。
- (9) 子どもの弁護士に対する申込書の送達。“子どもおよび家族サービス法”の第38条または第114条(6)項もしくは第4条(7)のもとで、申立人または裁判所によって命じられた他方当事者は永続的な記録中のすべての記録および定期的なサービスによって子どもの弁護士へのなんらかの身分雑誌の配布。
- (10) 事件の開始前の保護サービス。子どもが安全な場所(子どもおよび家族

サービス法の第40条，第42条または第43条）に運ばれるか，または主婦が財産のなかに残っている（本法の第78条(2)）とき，申立は事務官によって封印されることなく，開廷日またはそれ以前にファイルされる。

(1) 開廷日またはそれ以前に送達されない申立。申立が裁判開廷日またはそれ以前に被告に送達されないとき，原告の申立により，書記官は被告のために新しい開廷日を指定し，原告は申立書に必要な変更を加え，かつ，それを直接に被告に送達するものとする。

つづく